

75歳以上のみなさまへ
平成20年4月1日から

老人保健制度から後期高齢者医療制度へお引越しです。



対象となる方は？

75歳以上（一定の障害がある方は65歳以上※1）の方が対象です。

被用者保険（※2）の被扶養者だった方も対象となります。



※1 本人の加入確認申請が必要です。
※2 社会保険や各健康保険組合など

保険料は？

全員が保険料を納めることになります。

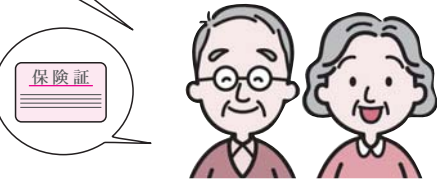
年金からの天引きとなります。



詳しくは **保険料** をご覧ください。

被保険者証等は？

今までの被保険者証等は返還（失効）し、新たな「後期高齢者医療被保険者証」が1人1枚交付されます。（3月下旬配達予定）



医療費の自己負担は？

医療費の1割（現役並み所得者は3割）を医療機関の窓口でお支払いいただきます。

医療給付は老人保健と同様のサービスが受けられます。



保険料

- ① 保険料は、一人ひとりに納めていただくことになります。
- ② 保険料は、その方の所得に応じてご負担いただく（所得割）と、被保険者の方に等しくご負担いただく部分（被保険者均等割）の合計額になります。
 - ▼ 保険料の上限は年額50万円です。
 - ▼ 所得の低い世帯の方には、被保険者均等割が軽減（7割、5割、2割）されます。

一人当たりの 保険料額	=	被保険者均等割額 年45,480円	+	所得割額
↓				
基礎控除後の総所得金額等 × 所得割率（8.33%）				

納付方法

- ① 保険料は原則年金から徴収されます。
 - ▼ ただし、年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える方は、納付書や口座振替で市町村に納付していただくことになります。



後期高齢者医療の財源は

後期高齢者の保険料や病院の窓口で支払う自己負担のほか、国民健康保険や社会保険などに加入する現役世代からの支援金と国や都道府県、市町村が負担する公費によって賄われます。

医療を受けた時の窓口で支払う自己負担 1割（現役並み所得者は3割）	後期高齢者の保険料 【1割】	後期高齢者支援金（若年者の保険料から） 【約4割】	公費 （国：都道府県：市町村） = 4：1：1 【約5割】
--------------------------------------	-------------------	------------------------------	--

老人保健制度と後期高齢者医療制度の比較



	現行の老人保健制度	後期高齢者医療制度
対象者	75歳以上（一定の障害がある方は、65歳以上）	
医療保険	国民健康保険、被用者保険（社会保険など）	後期高齢者医療
運営主体	市町など	石川県後期高齢者医療広域連合
自己負担	1割負担（現役並み所得者は3割）	
被保険者証	加入している医療保険により、1人1枚または、世帯に1枚（老人医療受給者証は1人に1枚）	新たな「後期高齢者医療被保険者証」が1人1枚交付されます。
医療給付	老人保健制度と基本的に同様のサービス	
保険料負担	国民健康保険や被用者保険の保険者へ納付	広域連合が条例で定めた保険料率で算定した保険料を納付

は変更前

後期高齢者医療制度開始以前の加入保険によって違いがあります

「国民健康保険に加入していた方」や「サラリーマンで、社会保険等の被保険者」であった方

国保や社会保険等の保険料から後期高齢者医療制度の保険料に切り替わります。

社会保険や共済組合などの被保険者である方の扶養として、その保険に加入していた方

被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置

急激な負担増とならないよう後期高齢者医療制度加入後2年間の保険料は、

☆所得割額 → 無料

☆被保険者均等割額 → 5割軽減 となります。

さらに、平成20年度に限り被保険者均等割額が、

・平成20年4月～9月 → 無料

・平成20年10月～平成21年3月

→ 9割軽減（1割負担）となります。

☆特別対策のしくみ参照

☆特別対策のしくみ（H20.4～H21.3）

	H20 4月	9月	10月	H21 3月
所得割	無料	→		
均等割	無料	→ 均等割の1割		→

(1ヶ月あたり379円)

後期高齢者医療フォーラム

～後期高齢者医療制度について理解を深めませんか～

日 時

1月18日（金）13:00～16:00

場 所

石川県地場産業振興センター
（金沢市鞍月2-1）

内 容

- ・基調講演
「後期高齢者医療制度の創設とねらい」
- ・パネルディスカッション
「高齢者の医療及び保健の現状とあり方」

☆市のバスを運行します。
ご希望の方は保険課へ1月11日（金）まで
にお申し込みください。

※この制度に関するお問い合わせは
保険課老人医療係（駅前ミナ.クル2階）
☎53-8420

Q&A

Q1 私は、夫の社会保険の被扶養ですが、夫は平成20年4月以降に75歳になります。私の保険はどうなりますか？

A 75歳になられた方は、今までの国民健康保険やお勤め先の健康保険等から後期高齢者医療制度へ移行します。よって夫の方は、誕生日をもって後期高齢者医療制度に加入し、被扶養である方については、市町村の国民健康保険等に加入することになります。

Q2 保険料の納付はいつから始まりますか？

A 年金から天引きで納付される方は4月から、納付書等で納付される方は7月（年9期）から始まります。

Q3 私は現在80歳で、社会保険である息子の扶養だったのですが、保険料の納付はいつから始まりますか？

A 4月～9月までは保険料は無料となるため、10月からの納付になります。

☆特別対策のしくみ参照